

令和6年度
(令和6年4月～令和7年3月)

幼稚園・保育園・認定こども園
入園案内



入園申込受付期間

令和5年10月3日(火)～令和5年10月20日(金)

※ 産休や育児休業終了により年度途中から入園を希望される場合も、この期間に申込みを行ってください。

受付 場所：日野町役場子ども支援課、日野町内各幼稚園、各保育園、認定こども園

受付 時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

《お問い合わせ先》

日野町役場 子ども支援課 子ども支援担当

日野町河原一丁目1番地

電話 0748-52-6583

目次

1	制度・施設の利用について	2
2	入園までの流れ	3
3	幼稚園	4～7
4	保育園	8～13
5	認定こども園	14～19
6	その他	19～20

年齢早見表（令和6年度）

年齢	生年月日
0歳児	令和5年4月2日以降
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日



1. 制度・施設の利用について

◆利用できる教育・保育の場

幼稚園	幼稚園とは、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。
	【対象認定区分】 1号認定 【基本保育時間】 教育標準時間
幼稚園 (預かり保育)	【対象認定区分】 2号認定
保育園	保育園とは、保護者が仕事や病気・出産・介護などのため、家庭において十分保育することができない小学校就学前の子どもに、保護者にかわって保育・養護および教育を一体的に行う児童福祉施設です。
	【対象認定区分】 2号認定、3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間
認定こども園	保護者の就労状況等にかかわらず、小学校就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行うと共に、地域で必要とされる子育ての支援を行う施設です。
	短時間部（幼稚園的機能） 【対象認定区分】 1号認定 【基本保育時間】 教育標準時間 長時間部（保育園的機能） 【対象認定区分】 2号認定、3号認定 【基本保育時間】 保育短時間・保育標準時間

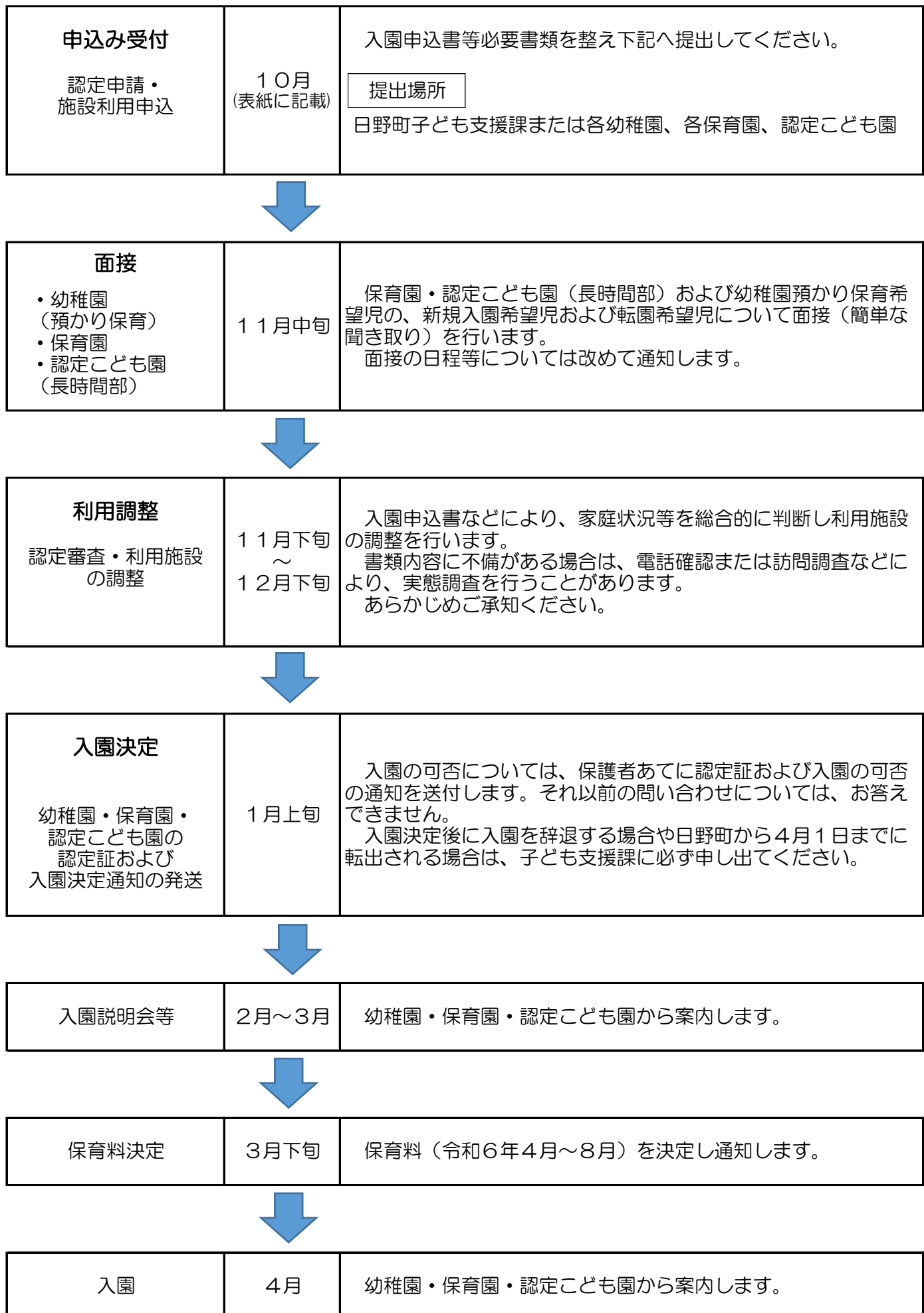
◆支給認定

以下の認定を受けて、幼稚園、保育園、認定こども園を利用することになります。

認定期間は、1号認定は最長3年の就学前の期間となりますが、2・3号認定については、毎年申込書の提出が必要です。

支給認定区分	対象となる子ども	利用施設
1号認定	3歳児以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短時間部）
2号認定	3歳児以上で「保育園の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合	幼稚園（預かり保育） 保育園 認定こども園（長時間部）
3号認定	3歳児未満で「保育園の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とされる場合	保育園 認定こども園（長時間部）

2. 入園までの流れ



幼稚園



◆対象児

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた3歳児から5歳児までの子ども

◆幼稚園の保育時間

●教育標準時間とは

1日4時間を標準とした教育時間。

●登園時間（8時30分～9時00分）

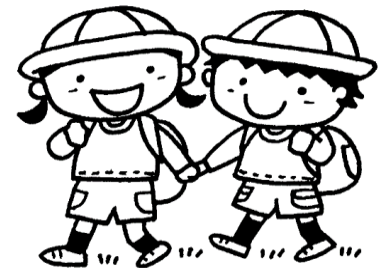
●降園時刻（表のとおり）

各園の状況により変更する場合があります。

対象児	月	曜日	降園時刻	給食
3歳児	4月	月・火・水・木・金	11時00分	なし
	5月	月・水・木	11時00分	なし
		火・金	14時00分	あり
	6月～7月	水	11時00分	なし
月・火・木・金		14時00分	あり	
9月～	月・火・水・木・金	14時00分	あり	
4歳児	4月始業式からおおむね1週間		11時00分	なし
	4月始業式からおおむね1週間を経過した翌日から		14時00分	あり
5歳児	4月～		14時00分	あり

◆幼稚園の休みの日

- 土曜日・日曜日・国民の祝日
- 夏休み・冬休み・春休み（期間は小学校に準ずる）



◆幼稚園の保育料

- 幼児教育に係る保育料は無料となります。
- 給食費やPTA会費・教材費等別途徴収しています。園や年齢により金額は異なります。
※P19を参照してください。

◆幼稚園の給食

- 学校給食です。

◆幼稚園の給食費

- 月額 3,600円

※8月分の徴収はありません。（年額 月 3,600円 × 11か月＝39,600円）

※4歳児は4月分、3歳児は4月分から7月分の月額が上記と異なります。

- 給食費（副食費）免除対象について

町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

- 多子世帯に対する給食費（副食費）免除について

保護者と生計を同一とする入園児の兄・姉が小学校3年生までの範囲内に2人以上いる場合、第3子以降のお子様にかかる給食費は無料になります。

◆預かり保育

実施園	日野幼稚園	必佐幼稚園
対象児	日野幼稚園に在園する園児	必佐幼稚園に在園する園児
	次のいずれかに該当する子ども <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園の入園基準に該当する場合 ・ その他、教育委員会が特に必要と認めた場合 	
定員	30名	30名
預かり保育の保育時間	通常の保育時間終了～16時30分	7時30分～通常の保育時間
		通常の保育時間終了～18時00分
	長期休業中は 8時30分～16時30分	長期休業中は 7時30分～18時00分
預かり保育が休みの日	土・日・国民の祝日 山の日（8月11日）から1週間程度 12月29日から1月3日まで その他園長が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日	日・国民の祝日 12月29日から1月3日まで その他園長が特に必要と認め、教育委員会の承認を得た日
保育料	0円 ※ 教材費およびおやつ代は別途徴収	
昼食	学校給食のない期間は保育園給食	学校給食のない期間は保育園給食 土曜日は弁当持参

●預かり保育を希望される方は、入園申込受付期間中に「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を子ども支援課または各幼稚園、各保育園、認定こども園へ提出してください。後日、新規利用希望児等に対し面接を行い審査をして決定します。

●必佐幼稚園の預かり保育では、土曜日と夏季保育期間中は町立保育園・認定こども園と合同での保育になることがあります。

●長期休業中のみ預かり保育を利用する場合は、定数の状況により追加で申込みを受け付けることとします。ただし、通年の預かり保育申込み状況により、追加受付が出来ないことがあります。



◆幼稚園申込に必要な書類

●入園申込書（兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書）	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

◆預かり保育に必要な書類（対象者のみ）

●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	<input type="checkbox"/>
●保育所・認定こども園・預かり保育の利用に伴う確認および誓約書	<input type="checkbox"/>
●その他添付書類 } [預かり保育が必要な理由により提出書類が異なります。詳しくは、子ども支援課までお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>

◆通学区域柔軟化対応モデル事業に必要な書類（対象者のみ）

●通学区域柔軟化対応モデル事業利用申請書	<input type="checkbox"/>
----------------------	--------------------------

◆幼稚園一覧

幼稚園名	日野幼稚園	西大路幼稚園	南比都佐幼稚園	必佐幼稚園
所在地	大窪331番地	西大路47番地1	深山口431番地	内池606番地
電話番号	52-0075	52-2559	53-0676	52-0314
定員	3歳児	40名	20名	20名
	4歳児	70名	35名	35名
	5歳児	70名	35名	35名
通園区域	日野小学校区	西大路小学校区	南比都佐小学校区	必佐小学校区
預かり保育	あり	なし	なし	あり

※1クラスの人数が5人以下になった場合は、教育環境上、合同保育や複式学級等を行うこともあります。

※幼稚園で定員を超える申し込みがあった場合は、12月頃に抽選を行います。

※令和6年度に入園を希望する幼稚園に、すでに兄弟姉妹が在籍しており進級する場合や、兄弟姉妹が新たに入園を希望し、定員を超えず、入園する見込みである場合の入園希望児は、抽選によることなく入園することができます。

※抽選にもれた場合は、第2希望の幼稚園に入園していただけます。（第2希望先は通園区域を問いません）

通園区域柔軟化対応モデル事業について

日野小学校区・必佐小学校区にお住まいの方で、小規模園の特徴を生かした保育を受けたい場合ややむを得ない事情により教育長が特に必要と認める場合は通園区域外園への入園を希望いただけます。通園区域柔軟化対応モデル事業希望の方は、子ども支援課または各幼稚園へお申し出ください。

保育園



◆保育園の対象児

「保育園の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とする0歳児から5歳児の子ども

◆保育園の保育時間

●通常保育時間（保育短時間認定）とは パートタイム就労を想定した就労時間

1日最大8時間の保育時間。（8時00分から16時30分の間で8時間以内）

●長時間保育時間（保育標準時間認定）とは フルタイム就労を想定した利用時間

1日最大11時間の保育時間。（開園時間から11時間）

●延長保育時間とは

長時間保育時間を超えて保育する時間。

保育園名	町立			私立	
	あおぞら園	あおぞら園 鎌掛分園	こばと園	わらべ保育園	第二わらべ 保育園
保育時間	7時30分 ～ 18時30分	7時30分 ～ 18時00分	7時30分 ～ 19時00分	7時00分 ～ 19時00分 ●土曜日のみ 7時00分～ 18時30分	7時00分 ～ 19時00分 ●土曜日のみ 7時00分～ 18時30分

※令和6年度から、わらべ保育園と第二わらべ保育園の土曜日の保育時間が変更になりました。

保育時間は園によって異なりますので、注意してください。

また、保育園新規入園時は、子どもの生活環境が大きく変化するため、入園当初は短い時間での保育等を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。

●土曜日と夏季保育期間中は他の町立保育園・認定こども園・幼稚園預かり保育と合同での保育になることがあります。

◆保育園の休みの日

●日曜日・国民の祝日

●12月29日～1月3日



◆保育園の給食費

●自園給食です。

●3歳児から5歳児保育を利用する子どもは給食に係る副食費が実費徴収となります。

●月額 4,100円（おやつ代含む）

●給食費（副食費）免除対象について

・町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯

・ひとり親家庭または、障害者手帳等所持者がおられる家庭で、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

●多子世帯に対する給食費（副食費）免除について

保護者と生計を同一とする入園児が3人以上同時に保育園等に入園している場合、第3子以降の給食費は無料となります。

◆保育園の入園基準

保護者が、次のいずれかに該当する場合で、かつ同居する親族等が子どもを保育することができないと認められた場合に限りです。

保育の必要な事由		基準
1	就労	月64時間以上仕事をするを、常態としていること ※通常保育時間認定 月64時間以上月120時間未満の就労 ※長時間保育時間認定 月120時間以上の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、または産後 まもないこと (産前8週間・産後3か月) ※出産された日から起算して3か月を経過した日の属する月末まで
3	疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がい を有していること
4	介護等	同居の親族を、常時介護また看護していること
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
6	求職活動等	求職活動や起業の準備を継続的に行っていること (入園から3か月以内)
7	就学	就学していること ※通常保育時間認定 月64時間以上月120時間未満の就学 ※長時間保育時間認定 月120時間以上の就学
8	虐待やDVのおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められること

※上記の掲げるもののほか、上記に類するものとして町長が認める事由であること。



◆保育園の保育料

- 保育園を利用する子どもで小学校就学前の3年間の保育料は無料となります。
- 保育料は、子どもと生計同一の父母（祖父母が生計の主宰者と認められる場合は祖父母）の令和5年度および令和6年度の町民税所得割課税額より決定します。
- 令和6年度の保育料は、4月から8月までは令和5年度町民税所得割課税額をもとに計算し、9月から3月までは令和6年度町民税所得割課税額をもとに計算します。
- 所得割課税額は、調整控除を除く、税額控除（配当控除や住宅借入金等特別税額控除等）を適用する前の金額です。
- 保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定する期日までに納入してください。なお、保育料の滞納が続いた場合は、法に基づき財産処分等を行うことがあります。また、所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで世帯状況が変更となった場合、または、障害者手帳の交付を受けた場合等、保育料が変わることがありますので、必ず子ども支援課までご連絡ください。
- 保育料以外に、保護者会費・教材費等別途徴収しています。園や年齢により金額は異なります。※P19を参照してください。

階層	区 分	3歳未満児		3歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0		
2	非課税世帯 (均等割含め非課税)	0	0		
3	48,600円未満	15,000	14,800		
4	48,600円以上 72,800円未満	20,000	19,700		
5	72,800円以上 97,000円未満	25,000	24,600		
6	97,000円以上 133,000円未満	32,000	31,500		
7	133,000円以上 169,000円未満	38,000	37,400	0	0
8	169,000円以上 235,000円未満	45,000	44,300		
9	235,000円以上 301,000円未満	52,000	51,200		
10	301,000円以上 349,000円未満	60,000	59,000		
11	349,000円以上 397,000円未満	70,000	68,900		
12	397,000円以上	80,000	78,700		

- 母子・父子・障害者手帳等をお持ちの方がおられる世帯の場合

母子・父子・障害者手帳等をお持ちの方がおられる世帯のうち、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、減免措置が適用されます。

- 多子世帯に対する減免について

2人以上が同時に保育園等に入園している場合、保育料は第2子が1/2に、第3子以降が無料となります。

町民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、多子軽減に関する年齢制限はありません。

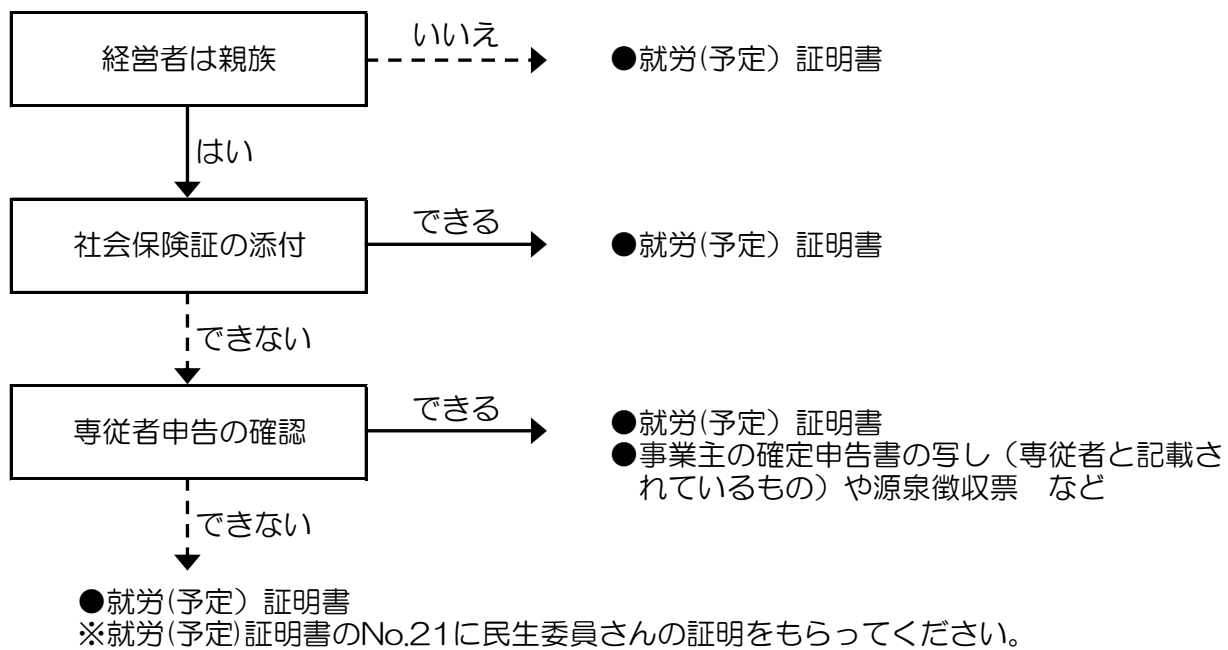
◆保育園申込に必要な書類

●入園申込書（兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書）	<input type="checkbox"/>
●保育所・認定こども園・預かり保育の利用に伴う確認および誓約書	<input type="checkbox"/>

《添付書類》（保育の必要な事由により添付書類が異なります。）

就労	会社員・公務員等	●就労(予定)証明書	<input type="checkbox"/>	
	内職			
	自営業	(中心者)	●事業主である証明の写し ※事業所得のある直近の確定申告書・ 営業証明・開業届け など	<input type="checkbox"/>
		(協力者)	●事業主の確定申告書の写し や ※専従者と記載されているもの 源泉徴収票 など	<input type="checkbox"/>
※事業主である証明の写しなどが添付できない場合は、民生委員さんの証明をもらってください。				
妊娠・出産	●母子手帳の写し（父母名・出産予定日がわかるページ）		<input type="checkbox"/>	
疾病・障がい	●医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し		<input type="checkbox"/>	
介護等	●医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し		<input type="checkbox"/>	
災害復旧	●罹災証明書		<input type="checkbox"/>	
求職活動等	●求職活動報告書		<input type="checkbox"/>	
就学	●在学証明書または、学生証の写し（在学期間がわかるもの）		<input type="checkbox"/>	

提出書類の判断基準について

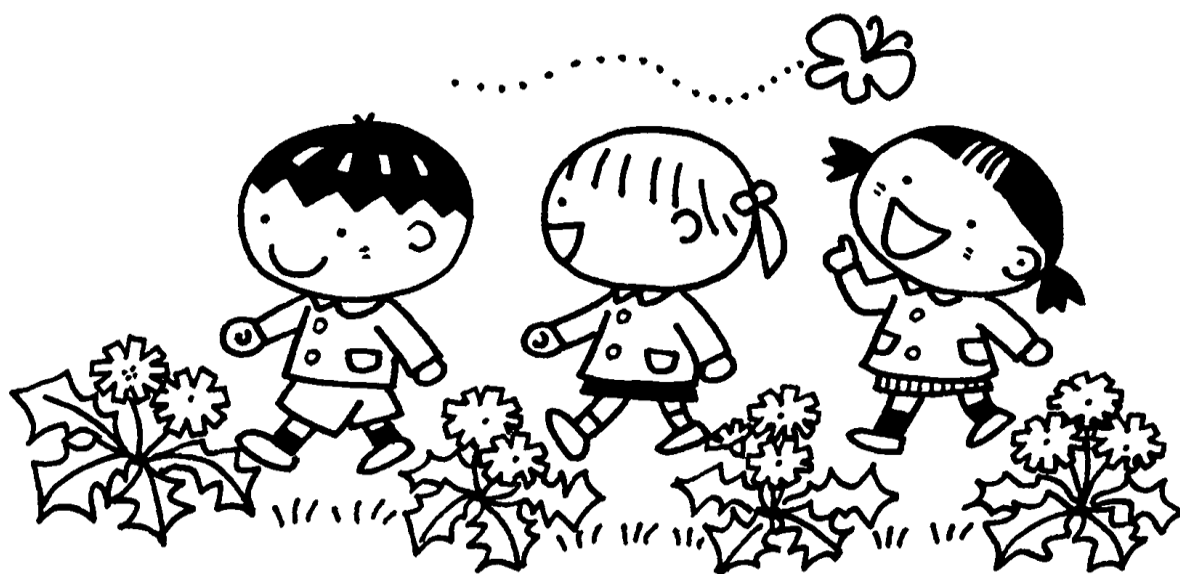


◆保育園一覧

保育園名	町立			私立	
	あおぞら園	あおぞら園 鎌掛分園	こばと園	わらべ保育園	第二わらべ 保育園
所在地	村井三丁目 14番地	鎌掛 2362番地	三十坪 1315番地1	いせの 218番地	大窪 940番地
電話番号	52-0400	53-0675	52-3584	52-5555	36-3559
定員	75名	30名	90名	90名	80名
受入れ可能 年齢	満6か月～ 5歳児	1歳児～ 2歳児	満6か月～ 5歳児	生後9週～ 5歳児	生後9週～ 5歳児
保育時間	7時30分 ～ 18時30分	7時30分 ～ 18時00分	7時30分 ～ 19時00分	7時00分 ～ 19時00分 ●土曜日のみ 7時00分 ～ 18時30分	7時00分 ～ 19時00分 ●土曜日のみ 7時00分 ～ 18時30分



認定こども園



◆認定こども園の対象児

短時間部

平成30年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた3歳児から5歳児までの子ども

長時間部

「保育園の入園基準」に該当する家庭で、保育を必要とする0歳児から5歳児の子ども

◆認定こども園の保育時間

短時間部

●教育標準時間とは

1日4時間を標準とした教育時間。

●登園時間（8時30分～9時00分）

●降園時刻（表のとおり）

対象児	月	曜日	降園時刻	給食
3歳児	4月	月・火・水・木・金	11時00分	なし
	5月	月・水・木	11時00分	なし
		火・金	14時00分	あり
	6月～7月	水	11時00分	なし
		月・火・木・金	14時00分	あり
9月～	月・火・水・木・金	14時00分	あり	
4歳児	4月入園式からおおむね1週間		11時00分	なし
	4月入園式からおおむね1週間を経過した翌日から		14時00分	あり
5歳児	4月～		14時00分	あり

長時間部

●通常保育時間（保育短時間認定）とはパートタイム就労を想定した就労時間

1日最大8時間の保育時間。（8時00分から16時30分の間で8時間以内）

●長時間保育時間（保育標準時間認定）とはフルタイム就労を想定した利用時間

1日最大11時間の保育時間。（開園時間から11時間）

認定こども園名	桜谷こども園
保育時間	7時30分～18時30分

新規入園時は、子どもの生活環境が大きく変化するため、入園当初は短い時間での保育等を実施し、環境に慣れていただく期間を設けています。

◆認定こども園の休みの日

短時間部

- 土曜日、日曜日、国民の祝日
- 夏休み・冬休み・春休み（期間は小学校に準ずる）

長時間部

- 日曜日・国民の祝日
- 12月29日～1月3日
- 土曜日と夏季保育期間中は町立保育園・幼稚園預かり保育と合同での保育になることがあります。

◆認定こども園の給食

3・4・5歳児

学校給食です。（学校休業中は保育園給食）

0・1・2歳児

自園給食です。



◆認定こども園給食費

短時間部

- 月額 3,600円
※8月分の徴収はありません。（年額 月 3,600円 × 11か月=39,600円）
※4歳児は4月のみ、3歳児は4月から7月は上記の金額と異なります。

- 給食費（副食費）免除対象について

町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

- 多子世帯に対する給食費（副食費）免除について

保護者と生計を同一とする入園児の兄・姉が小学校3年生までの範囲内に2人以上いる場合、第3子以降のお子様にかかる給食費は無料になります。

長時間部

- 3歳児から5歳児保育を利用する子どもは給食に係る副食費が実費徴収となります。

- 月額 4,100円（おやつ代含む）

- 給食費（副食費）免除対象について

- ・町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯
- ・ひとり親家庭または、障害者手帳等所持者がおられる家庭で、町民税所得割課税額が77,101円 未満の世帯

- 多子世帯に対する給食費（副食費）免除について

保護者と生計を同一とする入園児が3人以上同時に保育園等に入園している場合、第3子以降の給食費は無料となります。

◆認定こども園の保育料

- 認定こども園を利用する子どもで小学校就学前の3年間の保育料は無料となります。
- 保育料は、子どもと生計同一の父母（祖父母が生計の主宰者と認められる場合は祖父母）の令和5年度および令和6年度の町民税所得割課税額より決定します。
- 令和6年度の保育料は、4月から8月までは令和5年度町民税所得割課税額をもとに計算し、9月から3月までは令和6年度町民税所得割課税額をもとに計算します。
- 所得割課税額は、調整控除を除く、税額控除（配当控除や住宅借入金等特別税額控除等）を適用する前の金額です。
- 保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定する期日までに納入してください。なお、保育料の滞納が続いた場合は、法に基づき財産処分等を行うことがあります。また、所得の修正による税額変更や、結婚・離婚などで世帯状況が変更となった場合、または、障害者手帳の交付を受けた場合等、保育料が変わることがありますので、必ず子ども支援課までご連絡ください。
- 保育料以外に、保護者会費・教材費等別途徴収しています。園や年齢により金額は異なります。※P19を参照してください。

階層	区 分	3歳未満児		3歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0		
2	非課税世帯 (均等割含め非課税)	0	0		
3	48,600円未満	15,000	14,800		
4	48,600円以上 72,800円未満	20,000	19,700		
5	72,800円以上 97,000円未満	25,000	24,600		
6	97,000円以上 133,000円未満	32,000	31,500		
7	133,000円以上 169,000円未満	38,000	37,400	0	0
8	169,000円以上 235,000円未満	45,000	44,300		
9	235,000円以上 301,000円未満	52,000	51,200		
10	301,000円以上 349,000円未満	60,000	59,000		
11	349,000円以上 397,000円未満	70,000	68,900		
12	397,000円以上	80,000	78,700		

- 母子・父子・障害者手帳等をお持ちの方がおられる世帯の場合

母子・父子・障害者手帳をお持ちの方がおられる世帯のうち、町民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、減免措置が適用されます。

- 多子世帯に対する減免について

2人以上が同時に認定こども園等に入園している場合、保育料は第2子が1/2に、第3子以降が無料となります。

町民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、多子軽減に関する年齢制限はありません。

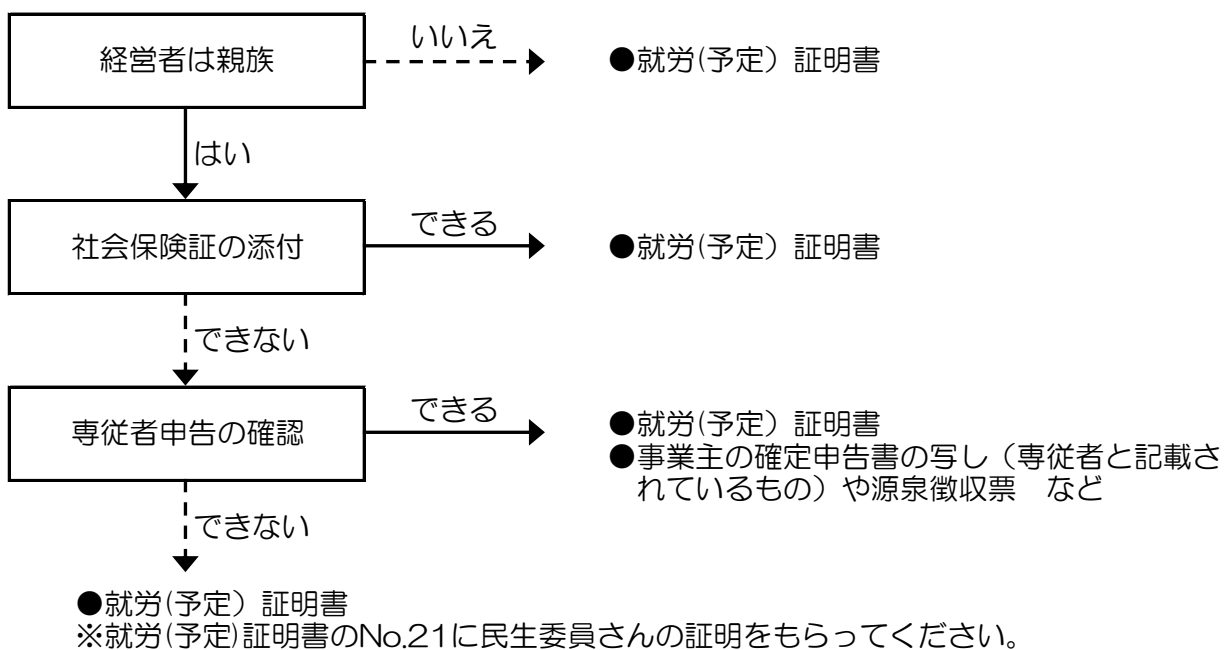
◆認定こども園申込に必要な書類

●入園申込書（兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書）	<input type="checkbox"/>
●保育所・認定こども園・預かり保育の利用に伴う確認および誓約書 ※長時間部のみ	<input type="checkbox"/>

《添付書類》（保育の必要な事由により添付書類が異なります。）

就労	会社員・公務員等	●就労(予定)証明書	<input type="checkbox"/>
	内職		
	自営業		●事業主である証明の写し ※事業所得のある直近の確定申告書・ 営業証明・開業届け など
	(中心者)	●事業主の確定申告書の写し や ※専従者と記載されているもの 源泉徴収票 など	<input type="checkbox"/>
	(協力者)	※事業主である証明の写しなどが添付できない場合は、民生委員さんの証明をもらってください。	
妊娠・出産	●母子手帳の写し（父母名・出産予定日がわかるページ）		<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	●医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・その他各種認定証の写し		<input type="checkbox"/>
介護等	●医師の診断書の写しまたは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護認定証の写し		<input type="checkbox"/>
災害復旧	●罹災証明書		<input type="checkbox"/>
求職活動等	●求職活動報告書		<input type="checkbox"/>
就学	●在学証明書または、学生証の写し（在学期間がわかるもの）		<input type="checkbox"/>

提出書類の判断基準について



◆認定こども園一覧

認定こども園名	桜谷こども園	
	短時間部	長時間部
所在地	北脇988番地	
電話番号	【第1園舎】 53-0010 (3~5歳児保育室)	【第2園舎】 53-0390 (0~2歳児保育室)
定員	120名	
受入可能年齢	3歳児~5歳児	満6か月~5歳児
保育時間	8時30分~14時00分	7時30分~18時30分

◆幼稚園・保育園・認定こども園のPTA会費、教材費等

●下記表の金額は3歳児の年間予定徴収額（令和5年度徴収額に基づく）を参考までに記載していますが、年度や年齢別等により金額が異なることがあります。

園名	PTA会費 (保護者会費)	教材費 (絵本代含む)	新学期用品代	制服代 (帽子・スエック)	その他
日野幼稚園	4,800	11,160	6,400	4,850	950
西大路幼稚園	6,000	11,280	6,500	4,850	—
南比都佐幼稚園	5,400	11,400	6,000	5,100	900
必佐幼稚園	5,400	10,800	5,000	2,650	900
あおぞら園	2,000	11,040	5,500	3,000	—
あおぞら園鎌掛分園 <small>※2歳児の金額</small>	2,000	—	580	1,000	—
こばと園	2,000	11,040	5,500	3,000	—
わらべ保育園	3,000	—	3,500	4,000	—
第二わらべ保育園	3,000	—	3,500	2,500	—
桜谷こども園	3,000	10,540	5,000	4,500	—

